

全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

■全国賃貸物件家賃動向

| 都道府県 | 1部屋 | | 2部屋 | | 3部屋 | | 総平均賃料 | 東京100% | 31年末調査 水準 |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | (円) | 前年同月比 | (円) | 前年同月比 | (円) | 前年同月比 | | | |
| 埼玉県 | 51,139 | -0.8% | 63,581 | 0.5% | 74,270 | -0.5% | 58,835 | -1.0% | 82% |
| 千葉県 | 52,706 | 3.3% | 58,218 | -3.7% | 73,602 | 0.7% | 57,471 | 1.2% | 80% |
| 東京都 | 68,341 | 1.4% | 86,410 | -0.8% | 95,816 | 1.1% | 71,963 | 1.2% | 100% |
| 神奈川県 | 56,756 | 0.9% | 77,219 | 2.5% | 85,562 | -1.0% | 65,001 | 1.1% | 90% |
| 静岡県 | 47,620 | 2.6% | 57,190 | 5.2% | 65,513 | 0.3% | 53,435 | 1.8% | 74% |
| 愛知県 | 49,468 | 4.3% | 57,477 | -1.0% | 62,644 | 2.5% | 53,910 | 1.3% | 75% |
| 奈良県 | 43,069 | -9.9% | 55,765 | 1.7% | 57,250 | -1.3% | 50,210 | -3.1% | 70% |
| 和歌山 | 40,580 | -3.7% | 51,809 | 3.5% | 51,771 | -10.0% | 47,960 | -2.4% | 67% |
| 京都府 | 51,027 | 0.7% | 67,871 | 0.5% | 76,623 | 0.7% | 55,541 | 0.8% | 77% |
| 大阪府 | 53,846 | -1.0% | 67,196 | -0.9% | 73,916 | -1.0% | 58,743 | -1.3% | 82% |
| 兵庫県 | 48,313 | -3.1% | 62,798 | -5.0% | 78,933 | -0.5% | 57,141 | -1.6% | 79% |
| 鳥取県 | 38,194 | -5.8% | 47,640 | -3.6% | 55,089 | -6.6% | 43,462 | -6.7% | 60% |
| 岡山県 | 43,686 | 1.7% | 53,364 | -4.8% | 63,469 | -4.0% | 48,987 | -4.4% | 68% |
| 島根県 | 44,161 | 5.1% | 53,191 | -2.3% | 58,824 | -1.0% | 49,728 | 1.8% | 69% |
| 広島県 | 46,655 | 2.1% | 58,581 | 0.8% | 66,893 | 0.9% | 52,658 | 0.5% | 73% |
| 山口県 | 38,938 | -1.0% | 50,228 | 3.7% | 55,974 | -2.2% | 45,682 | 0.0% | 63% |
| 徳島県 | 41,752 | -0.1% | 50,346 | 3.4% | 63,513 | -9.5% | 50,578 | -5.9% | 70% |
| 香川県 | 41,575 | -1.4% | 49,631 | -1.2% | 58,216 | 2.0% | 46,996 | -1.8% | 65% |
| 愛媛県 | 39,104 | 2.5% | 49,848 | -2.1% | 56,967 | 5.6% | 46,515 | 1.7% | 65% |
| 高知県 | 39,989 | -0.1% | 51,844 | -1.8% | 59,446 | -4.8% | 46,819 | 0.2% | 65% |
| 福岡県 | 46,815 | 1.8% | 61,535 | 0.0% | 69,416 | 1.9% | 54,414 | 2.2% | 76% |
| 全国 | 50,235 | -0.1% | 58,639 | -0.4% | 67,141 | 0.1% | 54,791 | -0.4% | 76% |

※資料出所：(株)全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋までのデータより算出したものです。

■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

| 所在地 | 1部屋 | | 2部屋 | | 3部屋 | | 総平均賃料 | 東京100% | 31年末調査 水準 |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | (円) | 前年同月比 | (円) | 前年同月比 | (円) | 前年同月比 | | | |
| 広島市/廿日市 | 49,592 | 2.6% | 62,879 | -3.6% | 75,500 | -2.7% | 59,086 | -1.6% | 82% |
| 三原市 | 40,400 | 3.3% | 51,000 | -3.0% | 60,100 | -15.4% | 50,500 | -6.8% | 70% |
| 福山市 | 41,200 | -4.2% | 57,800 | 4.9% | 69,800 | -6.2% | 56,200 | -2.3% | 78% |
| 倉敷市 | 43,246 | -2.0% | 55,865 | 14.3% | 81,008 | 10.8% | 55,494 | 3.8% | 77% |
| 岡山市 | 45,070 | -4.0% | 62,417 | 15.7% | 71,024 | 0.8% | 55,564 | 1.3% | 77% |

諸事、「社長だったらどう判断するか」を考え、自分で答えを出しています。

役員室だより

(株)ケイアイホーム 法人営業課 岡山支店 西崎朗マネージャー

何といつても法人様の社宅代行ニーズは、ほぼ毎年件数が変わらず安定的な数字が見込める為、最も力を注いでいる分野です。それには私たちの先輩方が長年に亘り他社との激しい競合の中で、必死に開拓し、懸命に築きあげてきた尊い財産です。私の使命は、これらの財産を未来永劫守り続け、より太く強い絆にする事だと考えています。

法人様にとつては、当社の持つネットワークや専門的なノウハウを生かす事で、無駄なコストや労力を削減する事が出来ます。また、当社にてアクトソーシングするメソッドは、「物件数がダントツに多い」「法人様の社内規定は絶対に守る」「契約時の等で、特に法人様の状況に合わせて対応する柔軟性や突破力には自信を持つていて、私事になりますが、この7月で入社8年目となりました。法人営業課は今期(昨年7月)からで、それまではアマンショップの店舗責任

者として頑張つて来ましたが。現在、課内には営業が名と事務が2名で、私の属上司は社長という事をさせていただいている立場で、私が責任者としている営業と違った、ビジネスマンとしての強の場となっています。また、ビジネスマンとしての私(報恩謝徳)の精神は絶対に忘れないように、常に昨日を振り返りながら自分を戒めています。

◆西崎 朗
プロフィール



◆誕生日／1989年9月11日
◆出身地／岡山県
◆特技／いつもすぐに眠れる
◆趣味／ドライブ
◆座右の銘／報恩謝徳
◆いま最も興味あること／料理(魚の煮付け得意)
◆好きな食べ物／ラーメン



岡山さくら税理士法人
代表税理士 吉田陽介

「平成31年度税制改正案」③

賃貸経営者が知っておきたい“あれ屋これ家”税務編 58

不動産関連のトラブル事例 その51

このコーナーでは毎回、国土交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例をピックアップしてご紹介します。

◆事案の概要◆

今回も、「手付解除の特約の解釈」についてです。

平成31年5月9日、地域内の農地を1,880万円でYに売却し、Yから手付金30万円を受け取った。本件売買契約書には、売主及び買主は、相手方が契約の履行に着手するまで、又は平成12年5月26日まで手付解除が出来るものと定めています。

本件条項が、「相手方の履行に着手するまで、又は平成12年5月26日まで手付解除が出来る」と解釈され、農地転用届出書を農業委員会に提出し、費用の立替えも行つた。その後Yは、Xは同年5月16日Xに対し、手付放棄による契約解除の意思表示をした。これに対しXは、本件条項は、「相手方が履行に着手するまで」であるべきであるとする意見を述べた。本件は、業者売主・消費者買主の場合において、手付解除条項に基づき、双方の履行に着手するまでの特約として、民法の趣旨を前提に、当事者の合理的な意思を有する事が相当であるとした。Xの請求は棄却された。

※出典・国土交通省

「不動産トラブル事例データベース」

皆様こんにちは。今年は3年毎に行われる参議院選挙の年です。が、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げました。これは公職選舉法の改正によるもので、あくまでも選挙権を18歳以上に与えるものでした。そして、昨年には民法改正が行われ、成人年齢が20歳から18歳になりました。つまり18歳以上が大人とされ、選挙権だけではなく様々な権利や責任が18歳以上に与えられました。これが20歳から18歳になりました。つまり18歳以上が大人とされ、選挙権だけではなく様々な権利や責任が18歳以上に与えられました。この正が行われ、成人年齢が正が行われば、成年年齢が20歳から18歳になりました。つまり18歳以上が大人とされ、選挙権だけではなく様々な権利や責任が18歳以上に与えられました。この正が与えられました。この正が与えられる相続に関する改正も行われています。

1.「配偶者居住権」の新設は、相続の際、配偶者居住権でお伝えして下さい。

2.「特別寄与料」の新設は、お亡くなりなった方に対して介護などの世話をした親族(相続人以外)が、一定の金銭を請求できる権利です。想定しているのは同居の長男の嫁です。この「特別寄与料」も記憶にとどめておいて下さい。